

食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について

農林水産省において行っている食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について、農林水産省大臣官房政策課よりご寄稿いただきます。第4回目は、分野別の施策の方向性に係る食料・農業・農村政策審議会の答申の内容について取り上げていただきましたので、御紹介します。

農林水産省大臣官房政策課
企画官
加集 雄也



1. はじめに

これまで3回にわたり、食料・農業・農村基本法（以下「現行基本法」）制定の背景やこれまでの情勢変化、基本理念の見直しの方向についてご紹介しました。今回は、分野別の施策の方向性について、食料・農業・農村政策審議会の答申の内容をご紹介します。

2. 分野別の主要施策

(1) 食料分野

国民の視点に立って、食料安全保障を、不測時に限らず、「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時からの食料安全保障の達成を図ることとしています。また、食料の安定供給のため、国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も一層重視するとともに、食品アクセスや適正な価格形成、輸出促進等について、基本的施策の追加・見直しを行うべきとしています。

(2) 農業分野

今後、農業従事者が大幅に減少することが予想される中で、現在よりも相当少ない農業経営体が食料の安定供給を担っていかなければならない状況にあります。このため、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、規模の大小に関わらず付加価値向上を目指す経営体を育成・確保し、農業従事者が減少する中で食料を安定的に供給していくことが必要です。このような状況の中で、農業法人の経営基盤の強化や生産性の向上、スマート農業の推進、知的財産の保護・活用、気候変動等への対応、生産資材の価格安定化、動植物防疫対策等について、基本的施策の追加・見直しを行うべきとしています。

(3) 農村分野

農村人口が減少する中で集落による農業を下支えする機能を維持する観点から、人口減少下における末端の農業インフラの保全管理や移住促進、農的関係人口の増加、農村におけるビジネス創出、多様な人材による農村機能の確保、中山間地域における農業の継続、鳥獣被害の防止等について、基本的施策の追

加・見直しを行うべきとしています。

(4) 環境分野

農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化する観点から、食料供給とその他の生態系サービスとの調和を図ることや、みどりの食料システム法に基づいた取組を基本としつつ、フードチェーン全体で環境と調和のとれた食料システムの確立を進める観点から、持続可能な農業・食品産業への転換やそれに対する消費者理解の醸成等について、基本的施策の追加・見直しを行うべきとしています。

(5) 食料・農業・農村基本計画、食料自給率

これまでの各分野の施策の検証・見直しの方向を踏まえ、基本計画については、平時からの食料安全保障を実現する計画に見直し、その観点から、現状の把握、課題の明確化、具体的施策、KPIの設定を行うよう見直すこととしています。食料自給率については、引き続き、国内生産と望ましい消費の姿に関する目標の一つとした上で、それに加え新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標等の設定を検討することが必要とされたところです。

(6) 不測時の食料安全保障

現行基本法制定当時と比較して、世界の食料安全保障に係る情勢自体が不透明化していることや、食料安全保障の観点からも予想で

きない人畜の伝染性疾病や植物病害虫により、農産物・食品の国際貿易や国内流通が途絶するリスクも発生しており、不測の事態に備える措置を講じるが必要とされています。

見直しの方向としては、不測時に関係省庁が連携して対応できるよう、政府全体の意思決定を行う体制のあり方の検討や、不測時の食料の確保・配分に必要な制約を伴う義務的措置やそれに関連する財政的な措置等の必要性についての検証が必要とされています。

3. おわりに

今回ご紹介した基本施策の方向性についての議論を踏まえ、個別施策の具体化に向けたさらなる検討を進めています。

例えば不測時の食料安全保障の確保については、幅広い分野の有識者や関係省庁が参加する「不測時における食料安全保障に関する検討会」において議論を深め、昨年12月に議論の取りまとめを行いました。また、適正な価格形成についても、生産から消費までの関係者が一堂に集まる「適正な価格形成に関する協議会」を開催し、関係者間で議論を進めているところです。

農林水産省としては、基本法改正法案提出に向けて、さらに検討を進めるとともに、施策の具体化に向けた取組を進めてまいります。